

誓 約 書

苫小牧市教育委員会 殿

当団体は、学校施設が児童・生徒の教育活動の場であることを尊重し、施設の利用に当たっては、次の事項を遵守し、責任を持って使用することを誓約します。

なお、以下の遵守事項に違反があったときは、利用者登録が取り消される場合があることを承諾し、取消されたときは、速やかに対応します。

学校体育館・校庭利用における遵守事項

- 1 関係条例、規則、要綱、概要など利用上のきまりを守ります。
- 2 自主管理方式による管理内容を誠実に行います。
- 3 利用日誌など報告書類は遅延なく提出します。
- 4 施設及び物品等を破損・紛失した場合は、速やかに報告するとともに全額弁償します。
- 5 教育委員会、学校の指示に従います。

右面の遵守事項も確認し、すべて遵守いただける場合はご署名ください。

新型コロナウイルス感染症防止対策に関する遵守事項

遵守項目
利用においては、感染リスクを高める3密（①換気が悪い密閉空間、②人が密集する場所、③近距離で会話や発声が行われる密接場面）を避け、大声を出さない。
利用者への事前案内として、①～④のいずれかに該当する方は、利用を控えること ① 利用当日に体調不良、風邪の症状がある方 ② 往来自粛とされている都府県、道内市区町村への往来があった方 ③ 感染リスクを回避できない場合（北海道以外を実践していない施設等の利用があった場合など） ④ 同居の家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
マスクを持参し、運動時以外は常にマスクを着用する。
利用場所のドアノブやスイッチ、器具などの消毒素材として、利用者側でアルコール、消毒液を調達するとともに、使用後は、手で触れた器具やトイレ、ドア・スイッチなどを消毒する。
代表者は、利用者の体調管理を徹底し、上記①～④に該当する方がいる場合は使用不可とする。
利用者は入館の際手指を消毒し、密集して入場しないようにする。 また、こまめな手洗い消毒を心掛ける。
登録者以外は施設に入らない。（利用者は登録している学校1校のみの利用とする。）
体育館では、窓を開けられる所は開け、こまめな換気に努める。
ミーティング等で人が集まる場合は、人と人との距離をできるだけ2メートル（最低1メートル）間隔を空け、近距離での会話を控えるようにする。
後日、感染者の施設利用の参加事実が判明した場合に備えて、利用者で連絡が取れるよう、利用団体において、氏名・連絡先・利用学校・利用日・時間を把握するとともに、利用の都度、消毒報告とともに市教委へ報告する。（使用者名簿は、団体においても1ヶ月間保管すること。）
利用後14日以内に利用者から感染者が発生した又は濃厚接触者となった方又は感染が疑われる方（PCR検査を受けた）は、び苫小牧保健所（0144-34-4168）並びに苫小牧市教育委員会生涯学習課（0144-32-6756）に連絡する。
その他、所属競技団体、国、道、市、教育委員会、学校からの感染防止対策に関するガイドラインを遵守するとともに、指示に従う。

当団体は上記の遵守事項を承諾し、学校施設を使用します。

令和 年 月 日

団体名：.....

代表者名：..... 電話番号：.....

緊急連絡先（日中連絡がつく方）.....

E-mail：.....@.....

※緊急連絡にも使用するため必ずご記入ください。

※誓約書の提出確認が取れ次第利用を許可します。